

## 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示案について

### 1. 背景

令和 4 年 4 月、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号。以下「改正道交法」という。）が成立し、運転者が不在の状態での自動運転（以下「特定自動運行」という。）を行うことが可能となった。

改正道交法の成立を受けて、国土交通省では、自動運転車を用いて事業を行うことを可能とするために講ずべき事項等について検討を進め、令和 5 年 4 月に道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年国土交通省令第 31 号。以下「自動運転省令」という。）を公布し、自動運転車を用いて事業を行う場合に講ずるべき輸送の安全確保に関する措置を定めた。

上記を踏まえ、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「運送法」という。）第 11 条第 3 項に基づき公示されている一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和 48 年運輸省告示第 372 号。以下「乗用約款」という。）、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和 62 年運輸省告示第 49 号。以下「乗合約款」という。）及び一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和 62 年運輸省告示第 49 号。以下「貸切約款」という。）について所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

- (1) 特定自動運行保安員の位置づけ（乗用約款第 2 条、第 4 条及び第 4 条の 2、乗合約款第 2 条並びに貸切約款第 2 条、第 4 条及び第 8 条）

自動運転省令により、特定自動運行保安員についての規定（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 15 条の 2 第 1 項等）が新設されたところ、運送の安全確保のための指示等を行う者として特定自動運行保安員を追加する改正を行う。

- (2) 応急手当の際の旅客等への協力の求め（乗用約款第 2 条の 2、乗合約款第 2 条の 2 及び貸切約款第 2 条の 2）

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 19 条において、旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により死傷者のあるときはすみやかに応急手当その他の必要な措置を講ずることとしている。当該措置については旅客に協力を求めることもあったところ、特定自動運行においては車内に当該事業者の従業員が不在となり、より旅客の協力が必要となることが想定されることを踏まえ、当該協力の求めについて明記する改正を行う。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年8月【P】

施 行：公布の日